「中華人民共和国商標法実施条例 (改正草案)(送審稿)」に関する説明

2014年1月10日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ) 北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

「中華人民共和国商標法実施条例(改正草案)(送審稿)」 に関する説明

2013年8月30日に、第12期全国人民代表大会常務委員会第4回会議で「『中華人民共和国商標法』の改正に関する決定」が可決され、改正商標法は2014年5月1日より施行することになった。新しい改正商標法の実施を徹底するために、工商総局は「中華人民共和国商標法実施条例」の改正をスタートし、「中華人民共和国商標法実施条例(改正草案)(送審稿)」(以下、「送審稿」という)を起草した。その関連状況を次のとおり説明する。

一. 条例改正のプロセス

工商総局は「商標法実施条例」の改正を重大視している。2012 年 3 月に、商標法実施条例改正 WG を編成した。その後に、専門研究 WG を編成し、出願の分割、音声商標、商標代理監督、商標専用権保護等 11 の重要課題をそれぞれ論証した。2013 年 8 月に、現行商標法律実施経験を真剣にまとめた上、新商標法の改正状況を踏まえ、綿密な論証と複数回の検討を経て、「商標法実施条例(意見募集稿)」を作成した。9 月に、工商部門、代理機構並びに企業、専門家学者、司法機関向けの意見募集会を開いた。「立法法」及び国務院「行政法規制定手続条例」の規定に従って、12 月に書面により最高人民法院、最高人民検察院、公安部、商務部、国家知識産権局等 13 の関連部門、31 の省、直轄市、自治区の工商局の意見を募集した。工商総局は各方面からのフィードバックを全面的にまとめて、十分に各方面の意見とアドバイスを考慮した上、意見募集稿を修正・改善し、送審稿に仕上げた。

二. 条例改正の主旨と主要任務

改正商標法は、さらに出願人の商標登録に便宜を図り、公正競争の市場秩序を守り、商標専用権の保護を強化するために、現行の商標登録、管理及び保護制度について必要な調整を行ったものである。商標法実施条例は、商標法関連の重要な行政法規として、その改正内容が商標法の徹底実施、工商部門の職責履行効果の向上、経済社会の発展促進に対し極めて重要な意義を有する。

今回の商標法実施条例の改正主旨は、改正商標法を上位法根拠とし、国内の実際のニーズを踏まえ、世界主要国の優れた経験と成熟したやり方を参考にし、運用に存在する目立つ問題点を中心に、商標事務の具体的な条件、基準、手続をいっそう細分化、修正、改善することにある。又、改正商標法の体裁と対応しながら、商標法実施条例自体の体裁構造の安定を維持するために、条例改正は相変わらず改正案の形を取っている。

条例改正の主要任務には、下記の 2 つの面を含む。第一、改正商標法の実施を徹底し、 条例改正により商標法の条項を一段と細分化し、より高い運用性と執行可能性を持たせる。 社会公衆による各種商標出願手続をより迅速簡便にするとともに、商標局、商標評審委員 会及び地方工商行政管理部門による法に基づく行政執行をいっそう改善することができる。 第二、現行条例の現実と相応しない内容を修正し、商標局、商標評審委員会及び地方工商 行政管理部門が運用において提案した新しいアイデア、形成した良いやり方、まとめた良 い経験を、条例改正を通じて、法律成果に転化させることで、経済社会の発展を促進する。

一. 総則部分

1. 商標代理機構の法律書類転送義務

運用において、商標代理機構による法律書類送達は困難である。商標代理機構の代理権限を明確にするのが困難であり、渉外商標事件において外国人又は外国企業に後続の商標法律書類を郵送することもできない。上記の問題点を解決するために、送審稿には、商標代理機構の商標法律書類転送義務に関する規定を追加した(第五条)。

2. 商標法律書類の提出と送達

改正商標法では、当事者が電子文書方式で商標登録出願等の関連書類を提出することを 認めるようになった。これに応じて、送審稿では、当事者による電子文書の提出方式、提 出日基準を明記し、商標局、商標評審委員会による電子文書の送達方式及び送達日に関す る規定を改善した(第九条、第十条)。

尚、送審稿では、郵便局を通じる提出、宅配業者を通じる提出に関する規定を改善した。 現行条例における商標局、商標評審委員会の文書郵送送達義務に関する規定は不明確で、 運用において紛争が多発している。そのため、送審稿では、郵便局を通じる送達の推定送 達を明記した(第九条、第十条)。

3. 商標審査及び審理期間に計上しないケース

改正商標法では、商標登録出願、異議及び評審等の手続について審理期間を定めている。 全体的に見れば、各関連審査期間は比較的に短いものである。当事者の合法的権益を確保 し、商標局、商標評審委員会による法定審理期間内の不作為という行政違法行為を防ぐた めに、送審稿では「商標局、商標評審委員会の書類公告送達期間」等客観的に必要である が必須とはいえない手続を審理期間に計上しないケースを定めた(第十一条)。

4. 期間計算

期間問題は商標登録手続における重要な課題である。商標法と現行条例のいずれにおいても期間計算に関する規定がなく、運用においては通常「民法通則」「民事訴訟法」の関連規定を参考に期間を計算している。当事者の期間計算に便宜を図るために、送審稿には期間計算に関する関連規定を追加した(第十二条)。

二. 商標登録出願

1. 音声商標出願書類に対する形式要求

改正商標法では、登録できる商標の要素を追加し、音声が商標として登録できると定めている。送審稿はそれに対応して、音声商標出願書類を提出する場合の具体的な要求を定

めている(第十三条)。

2. 商標登録出願主体資格に関する要求

現行条例に、「商標登録を出願する場合、出願人はその身分を証明できる有効証書の写しを提出しなければならない」と定めている。当該条項は記述が的確ではなく、適用範囲が「商標登録出願」だけに限定されている。この問題を解決するために、送審稿では、出願人が商標登録を出願する場合、及びその他の商標出願関連手続を商標局に申し込む場合、「主体資格証明書類」を提出しなければならないと定めている(第十四条)。

3. 商標出願受理の条件

商標法及び現行条例には、商標出願の費用を納付しない場合の処理方法についての規定がなく、商標局が運用においてこのような出願を処理するのは困難である。この問題を解決するために、送審稿では、明確に費用納付を商標出願受理の法定要件の 1 つとしている(第十八条)。

又、現行条例には、商標譲渡、商標更新等その他の商標出願関連事項の受理条件を定めておらず、運用において根拠となる法律はなかった。そのため、送審稿では、商標登録出願の受理に関する関連規定はその他の商標出願手続にも適用すると定めている(第十八条)。

三. 商標登録出願の審査

1. 商標近似、類似商品・役務の意味

商標近似、類似商品・役務の意味は商標審査、商標権侵害認定と密接な関係があるが、 現行条例には具体的な規定がない。商標実務の実際の需要に応じて、送審稿では、類似商 品・役務と商標近似の意味を明記した(第二十二条、第二十三条)。

2. 商標出願分割

改正商標法では、「複数分類指定商標」制度を定めた。出願人の便宜を図るために、送 審稿には一部拒絶時の出願分割制度を追加し、分割後の出願は元出願の出願日を保留する と定めている(第二十四条)。

3. 商標審査意見のコミュニケーションプロセス

改正商標法には、商標審査意見のコミュニケーションプロセスを追加した。この規定を 改善するために、送審稿では、出願人の説明又は補正期限を明記し、即ち商標局の通知を 受け取った日から 15 日以内に説明又は補正しなければならないと定めている(第二十五条)。

4. 商標異議

改正商標法では、商標登録異議制度を改善した。この規定を徹底するために、送審稿に は商標異議申立の受理条件及び不受理条件を追加し、商標局の不登録決定に一部の指定商 品についての不登録決定を含むと定め、異議手続の法定期間が満了した後に当事者が新証 拠を提出する場合の処理原則を明記した(第二十六条から第三十条)。

四. 登録商標の変更、譲渡、更新

1. 商標譲渡の手続

現行条例では、登録商標譲渡申請手続は譲受人が行うと定めているが、運用において、 虚偽の譲渡行為が発生している。商標権者の合法的権益を十分に保護するために、送審稿 では、登録商標譲渡申請手続は譲渡人と譲受人が共同で行うか、又は共同で同一受託者に 委託して行うと定めている(第三十三条)。

2. 商標移転

現行条例では、商標移転の法定状況を定めておらず、運用において、商標移転は継承等の法定事由によるものが多い。そのため、送審稿では、継承等移転のケースを明確に列挙するとともに、商標移転申請を承認した後に公告し、当該登録商標専用権の移転を受ける当事者が公告日から商標専用権を有すると定めている(第三十四条)。

五. マドリッド商標国際登録

改正商標法第二十一条では、商標国際登録は中華人民共和国が締結又は参加した関連国際条約で確立した制度に従い、具体的な方法は国務院が定めると定めている。そのため、「マドリッド協定」及び「マドリッド議定書」の関連規定により、工商総局 7 号令「マドリッド商標国際登録実施弁法」(2003 年 6 月 1 日より施行)を踏まえて、送審稿に章を増設し、マドリッド商標国際登録の関連内容を定めている。

1. 商標国際登録の調整対象

送審稿では、商標国際登録に限定を加え、調整対象が「マドリッド協定」及び「マドリッド議定書」に基づいて出願する商標国際登録であると明記した(第三十六条)。

2. 中国を第一国とする商標国際登録

送審稿では、中国を第一国とする商標国際登録出願人の資格、出願提出条件及び基本手続を明記した(第三十七条から第四十三条)。

3. 中国を指定する領域指定出願の審査及び異議手続

送審稿では、中国を指定する領域指定出願の審査、異議審理手続を定めている。中国を 指定する領域指定出願の審査期間には国際条約の規定を適用し、商標法第二十八条の規定 を適用しない。国際登録商標に対し異議を申し立てる期間についても、商標法第三十三条 と異なる規定を定めている(第四十四条、第四十五条、第四十七条)。

4. 国際登録商標譲渡等の後続申請

送審稿では、国際登録商標の譲渡、削減等の後続申請について規定している(第四十八条、第四十九条)。なお、送審稿では、3年間不使用商標の取消の起算日、登録証明発行請求の期間及び商標無効請求の期間を明記した(第五十条から第五十二条)。

六. 商標評審

1. 各種評審事件の審理範囲

評審の審理範囲を規範化し、異なる審理手続において審理基準を統一的に把握するため

に、送審稿では、再審規則の異議再審範囲に関する条項を修正し、それを条例に昇格させ、 評審規則のその他の数種類事件の審理範囲に関する規定も合わせて修正し、条例に挙げた (第五十四条から第五十八条)。

2. 不登録再審を経て登録を許可された商標への無効宣告請求提出の起算日

不登録再審を経て登録を許可された商標について、無効宣告請求を提出する起算日は原 則的には不登録再審決定の発効日とするが、当該発効日の計算は比較的に複雑で、一般公 衆に周知されかねる。そのため、送審稿では、上記手続を経て登録を許可された商標につ いて無効宣告請求を提出する期限は、再度の登録公告日から計算すると定めている(第五 十九条)。

3. 「一事不再理」の例外規定

現行条例第三十五条では、商標評審委員会は商標評審請求について既に裁定又は決定を下した場合、何人も同一事実、理由をもって再度評審請求を提出してはならないと定めている。異議制度の変化を考慮して、送審稿では、商標局の異議決定により登録を許可されなかった商標が再審を経て登録を許可された場合、「一事不再理」という規定の制限を受けないと定めている(第六十五条)。

4. 評審手続改善に関連するその他の規定

現行条例における「公開審理」という記述が曖昧であることを考慮して、送審稿では、特許法実施細則の規定を参考に、「公開審理」を「口頭審理」に修正した(第六十三条)。評審制度革新の視点から、送審稿では、当事者の和解を認め、和解事件の後続処理方法を具体的に定めている(第六十六条)。評審裁決に記載ミス等実質的でないミスがある場合について、送審稿では、当事者に訂正通知書を送付してミス内容を訂正することができると定めている(第六十七条)。

七. 商標管理

1. 登録商標取消の申請手続

改正商標法の通用名称取消及び正当な理由がなく 3 年間連続して不使用による取消に関する規定を徹底し、運用性を高めるために、送審稿では、商標取消の申請手続を明確にし、3年間不使用による取消の正当な理由を4ケースに細分化した(第七十条から第七十二条)。

2. 商標使用許諾登記の対抗力の起算

改正商標法には、商標の使用許諾が届け出られていなければ善意第三者に対抗してはならないとの規定を追加したが、届け出られた後に第三者に対抗する効力の起算日に言及していない。起算日を確定するために、送審稿では、第三者に対抗する効力の起算日は使用許諾公告日であると定めている(第七十四条)。

3. 商標権の質権設定登記

現行商標法及び条例、改正商標法のいずれにおいても、商標権の質権設定登記に関する規定がない。運用において、商標局が商標権の質権設定登記を行うにあたっての根拠は、

単なる「登録商標専用権の質権設定登記手続に関する規定」という規範文書で、法的地位が低すぎて、上位法による裏づけも欠けている。そのため、送審稿には、商標権の質権設定登記に関する条項を追加した(第七十五条)。

八. 商標専用権保護

1. 不法経営額の計算

不法経営額の認定と計算は、商標権侵害者に対する行政処罰金額が合理的なものかどうかに直接関係しており、商標詐称に係わる場合はさらに司法機関に移送するかどうかに関係している。そのため、法執行経験をまとめ、司法解釈の関連規定を参考にしたうえで、送審稿では、不法経営額の計算方法を明記した(第八十二条)。

2. 便宜を図ることについて

改正商標法第五十七条では、意図的に他人の商標専用権を侵害する行為に便宜を図り、他人による商標専用権侵害行為を手伝うことは、登録商標専用権侵害行為に該当すると定めている。上記規定を徹底するために、送審稿では、「便宜を図る」ことを細分化した(第八十三条)。

3. 重罰化

改正商標法第六十条では、5年以内に商標侵害行為を2回以上実施した場合、又はその他の深刻な情状がある場合には、重罰しなければならないと定めている。そのため、送審稿では、5年以内に商標権侵害行為を2回以上実施することの認定を明記し(第八十六条)、「その他の深刻な情状がある」ことを細分化した(第八十七条)。

4. 商品が自己が合法的に取得したものであることの証明

改正商標法第六十条では、登録商標専用権侵害商品であると知らずに販売し、当該商品が自己が合法的に取得したものであると証明でき、提供者を説明した場合、工商行政管理部門が、販売を差止めるよう命ずると定めている。行政法執行行為を規範化するために、送審稿では、「当該商品は自己が合法的に取得したものであると証明する」ことを細分化した(第八十八条)。

5. 事件中止手続

改正商標法第六十二条では事件中止手続を定めている。法に基づく行政を更に促進する ために、送審稿では、「商標権の帰属に争議がある」範囲を定めている(第九十条)。

6. 権利者の鑑定協力義務

係争商品の真偽鑑定は、地方工商行政法執行スタッフを悩ます難題であり、運用において権利者が協力しないことや、鑑定意見に不備があり法的効力に欠けることがある。そのため、送審稿では、商標権侵害商品に対する権利者の鑑定義務を明記した(第九十一条)。

九. 商標代理

1. 商標代理に従事する要件

商標代理活動の更なる適正化を図るために、改正商標法では、商標代理に対する監督・管理を強化した。上記規定を徹底するために、送審稿では、商標代理機構及び商標代理従業員としての要件を定めている(第九十三条、第九十四条)。

2. 商標代理の基本的要求

改正商標法では、商標代理機構がその代理サービス以外のその他の商標の登録を出願してはならないと定め、信用監督管理及び市場参入禁止に関する規定を追加した。そのため、 送審稿では、商標代理に従事する基本的要求を明記した(第九十五条から第九十七条)。

3. 商標代理違法行為について

改正商標法第六十八条では、商標代理違法行為に対する処罰を定めている。法に基づく 行政を促進し、商標に関連する行政法執行行為を規範化するために、送審稿では、この規 定を細分化し、「その他の不正手段により商標代理市場の秩序を撹乱する」ことや「情状 が深刻である」ことに該当するケースを明記した(第九十九条、第百条)。

4. 商標代理市場参入禁止の運用手続

改正商標法には、商標代理市場参入禁止に関する規定を追加した。即ち、法律規定及び 誠実信用原則に違反し、かつ情状が深刻であった商標代理機構に対し、商標局、商標評審 委員会はその商標代理業務を受理せず、公告することができる。運用性を高めるために、 送審稿では、更に商標代理市場参入禁止の運用手続を明記した(第百二条、第百三条)。

十. その他

1. 証拠資料補充及び補正期限

改正商標法では、商標審査、審理の期間を定めている。商標局、商標評審委員会が法定期間以内に商標審査、審理を完成することを保証するために、送審稿では、商標の登録出願、評審請求受理の補正期間を 30 日から 15 日に短縮し(第十八条、第六十条)、商標異議、評審手続における証拠資料補充期間を 3 ヶ月から 30 日に短縮した(第二十九条、第六十二条)。

2. 商標登録簿及び商標登録証

現行商標法及び条例、改正商標法のいずれにおいても、商標登録簿及び商標登録証の法 的効力を明確にしていない。運用のニームに応じて、送審稿では、商標登録簿及び商標登 録証の法的効力を明確にした(第百八条)。

3. 商標公告

現行商標法及び条例、改正商標法のいずれにおいても、「商標公告」の法的効力及び形式を明確にしていない。そのため、送審稿では、送達公告を除き、発布日から社会公衆が既に公告内容を知っており又は知るべきであったと見なすと定めている。情報技術の絶え間ない発展に伴って、出願人及び公衆の便宜を図るために、送審稿では、さらに「商標公告」は紙又は電子方式によることができると定めている(第百九条)。